

# とっとり県産品「鳥取物がたり」登録要綱

制 定 平成25年12月8日

最終改正 令和6年3月13日

## (目的)

第1条 この要綱は、鳥取県の地産地消の取組に加えて県産品の利用を促進するため、県産品のうち県内の地域産業の振興につながると認められる産品等を「とっとり県産品」として登録し、県内外に広く発信することにより、消費者への認知度向上と消費拡大を進め、もって県内産業の振興と県内経済の活性化に資することを目的とする。

## (定義等)

第2条 この要綱において「とっとり県産品」とは、第7条第1項の規定により登録を受けた産品をいう。

2 この要綱において「県産品」とは、次に掲げるいずれかのものをいう。

(1) 県内において製造又は加工された産品

(2) 県外において製造又は加工された産品であつて産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの

3 この要綱において「事業者」とは、産品の生産若しくは製造加工若しくは委託製造加工により販売をする者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有している者に限る。）をいう。

4 とっとり県産品は、その品質を県が保証するものではない。

5 「鳥取県ふるさと認証食品」の認証商品と重複して登録することはできない。

## (申請)

第3条 とっとり県産品の登録を受けようとする事業者は、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録申請書（様式第1号）（以下「申請書（様式第1号）」という。）を鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

2 前項で申請する産品は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する「知的財産権」を侵害していないもの並びに食品表示法（平成25年法律第70号）及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に定める日本農林規格及び第19条の13に規定する製造業者等が守るべき表示の基準、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、計量法（平成4年法律第51号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）等を遵守しているものとする。

## (申請者の基準)

第4条 とっとり県産品の登録を受けようとする事業者は、次の基準を遵守した者でなければならない。

- (1) 社会的信用を失墜するような法令違反を行っていないこと。
- (2) 消費者からの意見・問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。

#### (登録基準)

第5条 とっとり県産品の登録は、県内の地域産業の振興につながると認められる産品であって、県のイメージを損なわず、公序良俗に反しないものについて行う。

#### (審査)

- 第6条 局長は、第3条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）があったときは、申請内容について、第2条、第4条及び前条の規定に該当するか否かを審査するものとする。
- 2 前条の審査について、必要に応じて「鳥取県表彰・認定等審査会（食パラダイス鳥取県推進協議会）」から意見を求めることができるものとする。
  - 3 局長は、登録申請のあった産品について、必要に応じ生産地及び製造工場に対する現地検査を行うことができる。

#### (登録及び通知)

- 第7条 局長は、前条の規定による審査の結果、登録申請のあった産品が第5条の基準に適合すると認めるときは、「とっとり県産品」として登録を行い、遅滞なく申請者に通知するものとする。
- 2 局長は、前項の登録を行わない旨の決定をしたときは、その理由を付して遅滞なく申請者に通知するものとする。

#### (登録の有効期限)

第8条 前条第1項の登録の有効期限は、第11条第1項若しくは第13条の規定により、中止又は廃止の日、登録の取消しを受けた日までとする。

#### (登録の表示等)

- 第9条 登録事業者は、とっとり県産品の包装、容器等に、「鳥取物がたり」の文字デザイン及びロゴマーク（以下「登録マーク等」という。）を表示することができる。
- 2 登録マーク等の表示等は、次のとおりとする。
    - (1) 様式第2号に定めるとおりとすること。
    - (2) 本体、容器、包装等の見やすい箇所に付すこと。
    - (3) 栄養機能食品又はいわゆる健康食品に付す場合は、登録マーク等の直近に必ず「とっとり県産品は、鳥取県産の原材料、製法等にこだわった加工食品です。この商品に期待される機能を県が保証するものではありません。」と表示すること。
    - (4) とっとり県産品のうち県外において生産・製造加工された産品であって、産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産・伝承されているもの場合は、必ず、産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産・伝承されている産品である旨を表示すること。
    - (5) ホームページ、カタログ等についても(3)及び(4)に準ずること。
  - 3 登録マーク等の印刷等の経費は、登録事業者が負担する。

#### (登録情報の保管等)

第10条 登録情報の保管等は、次のとおりとする。

- (1) 登録事業者は、登録マーク等を適正に使用するよう努めなければならない。
- (2) 登録事業者は、登録マーク等の使用状況並びに当該品目に関する製造及び販売の状況を整理し、及び記録するとともに、これを登録の有効期限内は保管し、局長から指示があった場合は、速やかに提出しなければならない。

(廃止及び変更)

第11条 登録事業者は、次に掲げる場合には、とっとり県産品「鳥取物がたり」に係る廃止又は変更等届出書(様式第3号)(以下「届出書(様式第3号)」という。)を速やかに局長に提出するものとする。

- (1) とっとり県産品の製造若しくは販売を中止し、又は廃止するとき。
- (2) 氏名又は住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更するとき。
- (3) とっとり県産品の名称を変更し、又はとっとり県産品について別の名称を追加するとき。
- (4) とっとり県産品の規格、形状又は包装若しくは容器のデザインを著しく変更するとき。
- (5) とっとり県産品のうち食品の場合は、製造方法、原材料若しくは原産地又は表示ラベルを変更するとき。
- (6) その他とっとり県産品について重要な変更をするとき。

(とっとり県産品の確認の協力)

第12条 局長は、登録事業者に対し、とっとり県産品の生産地、製造工場、生産の状況及び関係帳簿の確認への協力を求めるものとする。

(登録の取消し及び通知)

第13条 局長は、次に掲げる場合は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) とっとり県産品が第5条の基準を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 登録事業者が廃業又は休業したとき。
- (3) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (4) 登録事業者が登録マーク等を不正に使用したとき。
- (5) 登録事業者が正当な理由なく確認に協力しないとき。
- (6) 登録事業者の申請時の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)が存在しない、又はとっとり県産品を販売していないことが明らかなきとき。

2 局長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録事業者に対し、理由を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第14条 局長は、登録マーク等が不正に使用された場合には、これを公表することができる。

(登録事業者の責務)

第15条 登録事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、とっとり県産品の素材、製法・技法、品質及びデザインを維持するよう努めるものとする。

2 登録事業者は、とっとり県産品の生産、販売等を通じて、登録制度に関する普及啓発に協力

するものとする。

(損害に対する責任)

第16条 とっとり県産品が原因となる事故等が発生した場合は、登録事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、県は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該登録事業者は、遅滞なく事故等の内容を局長に報告しなければならない。

(登録制度の普及及び啓発)

第17条 局長は、啓発資料の配布等により、登録制度の普及啓発を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年3月13日から施行する。

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局長 様

申請者 郵便番号  
 住所  
 会社名  
 代表者 役職  
 氏名

とっとり県産品「鳥取物がたり」登録申請書

このことについて、下記の産品を鳥取県の定める「とっとり県産品「鳥取物がたり」」に登録したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 登録希望商品

商品名	規格・容量等	年間出荷(予定)数	主な出荷先

2 該当する登録要件

登録要件		チェック
必須	登録要綱第3条第2項に規定する各法を遵守していること	
①	鳥取県内で製造又は加工された産品	
②	鳥取県外で製造又は加工された産品であって、産品の特徴づける材料、技術などが県内で生産又は伝承されているもの	

※上記の該当する登録要件①、②のどちらか1つを選択し、チェック欄に○を付けてください。

3 商品ごとの概要 別紙のとおり

別紙

産品名 \_\_\_\_\_

1 登録希望の理由・目的等

※産品に対する想い、鳥取との縁、経緯等を記載してください。

2 県産原材料の使用状況（県産原材料を使用している場合のみ記載してください。）

原材料名	入手元	原料の使用割合等を記載	備考
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	

3 製造場所（工場所在地）※申請者と製造者が異なる場合は、製造者名も記載してください。

4 登録希望産品の特徴

※登録基準を満たす根拠を記載すること

※製造場所等が県外の場合は、産品を特徴づける材料が県内で生産されている又は伝承されている技術等を記載すること

5 添付書類

(1) 製造方法を明確に示した書類（例 工程表など）

(2) 登録を受けようとする商品の外装（箱、包装紙）、関連チラシ又は商品写真等

6 連絡先

担当者所属・氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ファクシミリ \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

登録マーク基本デザイン

基本型／カラー（金ベース）

基本形／ワンポイント



バックスマイベタ、もしくは濃いカラーの場合



基本形／ヨコ



バックが基本色と近似色の場合（白単色か、黒単色ロゴを使用）



基本形／タテ



バックスマイベタのカラー単色の場合（金単色か、白単色ロゴを使用）



C43+M53+Y88  
DIC 620

BL100

ロゴタイプ・シンボルマーク デザインマニュアル

- 1 登録マークの使用については、別途定めるデザインマニュアルに従うものとする。
- 2 製品のうち栄養機能食品及びいわゆる健康食品の場合は、登録マークの直近に必ず「とっとり県産品は、鳥取県産の原材料、製法等にこだわった加工食品です。この産品に期待される機能を県が保証するものではありません。」と表示するものとする。
- 3 ホームページ、カタログ等についても1に準ずるものとする。

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓長 様

申請者 郵便番号  
住所  
会社名  
代表者 役職  
氏名

とっとり県産品「鳥取物がたり」に係る廃止又は変更等届出書

年 月 日付第 号により登録通知があったとっとり県産品については、下記のとおり（廃止・変更）したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 届出の内容

- (1) 商品名
- (2) 理由
- (3) 予定年月日  
年 月 日 から

2 変更の場合

(1) 変更事項

変 更 事 項	新	旧

(2) 添付書類（変更事項に応じて提出）

- ① 製造方法を明確に示した書類
- ② 登録を受けようとする商品の外装（箱、包装紙）、関連チラシ又は商品写真等

(3) 確認事項（表示ラベル又はパッケージを変更する場合）

下記の項目に該当している必要があるため、確認後にチェック欄に○を付けてください。

確認項目	チェック
登録要綱第3条第2項に規定する各法を遵守していること	

3 連絡先

担当者所属・氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_ ファクシミリ \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_